

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年9月30日

横浜市契約事務受任者
選挙管理委員会事務局長 武島 和仁

1 契約の概要

- (1) 横浜市長選挙に係る選挙時登録データ作成業務委託
- (2) 投票箱側面表示1,640枚ほかの印刷
- (3) 不在者投票用外封筒18,000枚ほかの印刷
- (4) モノクロレーザーページプリンタ19台のレンタル
- (5) 横浜市長選挙用標旗10流ほかの作成について
- (6) 横浜市長選挙に係る「投票のご案内」はがきの作成等委託

2 履行（納品）場所

- (1) 選挙管理委員会事務局選挙課ほか
- (2) 選挙管理委員会事務局選挙課及び18区選挙管理委員会
- (3) 選挙管理委員会事務局選挙課及び18区選挙管理委員会
- (4) 鶴見区選挙管理委員会ほか
- (5) 選挙管理委員会事務局選挙課
- (6) 指定郵便局等

3 契約日

- (1) 令和8年9月1日
- (2) 令和8年9月11日
- (3) 令和8年9月15日
- (4) 令和8年9月16日
- (5) 令和8年9月10日
- (6) 令和8年9月10日

4 履行日又は履行期間

- (1) 契約締結した日から令和8年10月31日まで
- (2) 契約締結した日から令和8年9月25日まで
- (3) 契約締結した日から令和8年9月18日まで
- (4) 令和8年9月28日から令和8年10月21日まで
- (5) 契約締結した日から令和8年9月24日まで
- (6) 契約締結した日から令和8年10月28日まで

5 契約金額

- (1) 2,606,032 円
- (2) 370,568 円
- (3) 422,708 円
- (4) 904,970 円
- (5) 388,300 円
- (6) 60,604,737 円

6 契約の相手方（名称及び所在）

- (1) 富士通 J a p a n 株式会社 首都圏事業部（横浜）
横浜市西区高島 1－1－2
- (2) 中屋印刷株式会社
横浜市南区中村町 2－117
- (3) 日専印刷株式会社
横浜市保土ヶ谷区星川 1－4－10 ハイツリヴァースター501
- (4) エイトレント株式会社 東京支店
東京都品川区北品川 5－1－18 大崎ツインビル東館
- (5) ナカムラ興業株式会社
横浜市鶴見区平安町 2－12－18
- (6) 株式会社アイネット
横浜市西区みなとみらい 5－1－2 横浜シンフォステージ ウエストタワー13階

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

- (1) 横浜市長が令和 8 年 8 月 28 日に退職の申立てをしたことに伴い、令和 8 年 8 月 31 日付で公職選挙法第 111 条第 1 項第 4 号の通知を受けたため、横浜市長選挙を行うべき事由が生じた。また、選挙期日については 8 月 31 日に臨時に開催した市選挙管理委員会において、令和 8 年 10 月 18 日とする旨決定し、同日告示を行った。

今回の選挙執行に向けた選挙人名簿の調製については、選挙時登録が 10 月 4 日となり、9 月 2 日から 10 月 18 日まで移替えの延期をすることを 8 月 31 日の市選挙管理委員会において決定し、9 月 2 日に選挙時登録に向けた選挙時処理を行うこととなった。

選挙時処理にあたっては、住民記録システムから横浜市全住民のデータを受領し、そのデータを基に選挙人名簿に登録される資格を有する者を登録する必要がある。

住民記録システムから横浜市全住民のデータを受領するにあたり、定時登録の場合は、通常時の運用保守の経費に含まれているが、選挙時については、都度、データ受領に係る委託契約を締結する必要がある。

選挙時処理を 9 月 2 日に実施するにあたり、9 月 2 日の午前中に住民記録システムにおいて、データを作成する必要があることから、通常の契約手続きを行う暇がなく、至急契約を締結しなければ選挙事務の遂行に支障をきたし、有権者及び本市にとって償うことのできない損害が生じると考えられたため。

- (2) 投票箱側面表示等の物品は、投票所及び期日前投票所の運営上、選挙人が投票しやすい環境を作るために必要不可欠である。
- したがって、投票所の準備期間等も考慮し、9月25日までに各区選挙管理委員会へ納品される必要があり、通常の契約手続きを行う暇がなく、至急契約締結をしなければ選挙事務の遂行に支障をきたし、有権者にとって償うことのできない損害が生じると考えられたため。
- (3) 不在者投票用外封筒等の物品は、選挙人が不在者投票を行う際に使用し、10月5日以降、選挙人は不在者投票を行うことができる。不在者投票を行うためには、選挙人が投票を行う日より前に本物品を含む書類が選挙人の手元に届く必要がある。
- したがって、事務の準備期間等も考慮し、9月18日までに各区選挙管理委員会へ納品される必要があり、通常の契約手続きを行う暇がなく、至急契約締結をしなければ選挙事務の遂行に支障をきたし、有権者にとって償うことのできない損害が生じると考えられるため。
- (4) ページプリンタは、期日前投票や不在者投票の事務処理で各種書類を印刷し、送付を行ったり、期日前投票所に備え置き書類の印刷を行ったりする必要がある。
- したがって、期日前投票・不在者投票の準備期間等も考慮し、9月28日までに区選挙管理委員会へ納品される必要があり、通常の契約手続きを行う暇がなく、至急契約締結をしなければ選挙事務の遂行に支障をきたし、有権者にとって償うことのできない損害が生じると考えられるため。
- (5) 横浜市長選挙の告示日である10月4日に立候補届出が受理された時から立候補者は選挙運動を、同日の確認申請受付後から確認団体は政治活動をそれぞれ開始することができるため、選挙運動または政治活動をするにあたって必須である標旗、腕章、表示板は10月3日以前には現物の用意が整っている必要がある。標旗等の選挙運動用物品や表示板等の政治活動用物品は、立候補者（確認団体）が選挙期間中に選挙運動（政治活動）を行うために必須の物品であり、これがなければ選挙運動（政治活動）を行うことができない。これらの物品は、校正等を特に慎重に行う必要があり、作製には長期間を要するが、選挙管理委員会が求める納期までに成果物を納品するためには、至急契約締結をしなければ選挙事務の遂行に支障をきたし、有権者及び立候補者（確認団体）にとって償うことのできない損害が生じると考えられたため。
- (6) 「投票のご案内」は選挙の執行を有権者へ伝え、かつ投票所において受付を円滑にするものとして作成しているもので、選挙の告示日までに約312万人の有権者へお届けすべきものである。作成工程としては、主に帳票レイアウトの校正、データ加工、印字、仕分け、郵便局への搬入となり、告示日（10月4日）までに有権者へ郵送するためには、9月28日に市内郵便局へ持ち込むことが必要となり、それまでの間に上記工程をすべて行うことになるが、通常の契約手続きを経ては到底困難な状況であるため。

8 契約の相手方の選定理由

- (1) 本市民政局窓口サービス課から住民記録システムの運用管理を受託している事業者であり、本業務を受託できる唯一の事業者であるため。

- (2) 直近の衆議院議員総選挙において当該物品作成業務に当たった経験があり、早期確実に対応可能な事業者であるため。
- (3) 直近の横浜市長選挙において当該物品作成業務に当たった経験があり、早期確実に対応可能な事業者であるため。
- (4) 過去の選挙において当該物件のレンタル業務に当たった経験が豊富であり、早期確実に対応可能な事業者であるため。
- (5) 直近の横浜市長選挙や横浜市議会議員金沢区選挙区補欠選挙時において当該物品作製業務にあたった経験があり、早期確実に作製可能と判断したため。
- (6) 直近の令和8年衆議院議員総選挙において本市の投票のご案内作成業務を受託し、標準化後のシステムでのデータ仕様を用いた印字・製作・納品業務を適切に履行したこと、かつ前回選挙において同種業務を他事業者と比較して低廉な金額で履行した実績を有している事業者であるため。

9 所管課

選挙管理委員会事務局選挙課